

公立大学法人大阪市立大学

第一期中期目標期間に係る業務実績に関する評価結果

平成24年10月

大阪市公立大学法人評価委員会

## 目 次

評価にあたって.....	1
大阪市公立大学法人評価委員会名簿.....	1
1 総合評価.....	2
2 項目別評価.....	2
I 教育研究等の質の向上を達成するための措置.....	3
1 教育に関する措置.....	3
2 研究に関する措置.....	5
3 社会貢献に関する措置.....	6
4 附属病院に関する措置.....	8
II 業務運営の改善及び効率化に関する措置.....	9
III 財務内容の改善に関する措置.....	10
IV 自己点検・評価及び当該情報の公開等に関する事項.....	11
V その他業務運営に関する重要事項.....	12
むすび.....	14

## 評価にあたって

大阪市公立大学法人評価委員会は、地方独立行政法人法第28条の規定に基づき、公立大学法人大阪市立大学が中期目標を達成するための中期計画の業務実績について、平成18年度から毎事業年度ごとの評価を行ってきました。

平成24年5月末に、第一期中期目標期間における業務実績報告書の提出があり、また、地方独立行政法人法第29条に基づく第一期中期目標に係る事業報告書、及びそのダイジェスト版である「第一期中期目標期間の成果」も参考にしながら書面審査を行い、理事長兼学長以下、理事者への意見聴取も行って、法人としての考え方をお聴きしたところです。

また地方独立行政法人法第79条の規定に基づき、大阪市立大学が平成20年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構の大学機関別認証評価を受審したことについて確認しました。

平成24年度から第二期中期目標期間が始まっているところですが、第一期中期目標、中期計画に基づく取組の達成状況の調査、分析を行い、次のとおり、地方独立行政法人法第30条の規定に基づく第一期中期目標期間の業務実績評価をとりまとめました。

### 大阪市公立大学法人評価委員会名簿

	氏 名	役 職 等
委 員 長	松岡 博	大阪大学名誉教授
委 員 長 職務代理者	楠本 正一	大阪大学名誉教授
委 員	種田 ゆみこ	公認会計士
	岡野 祐子	関西学院大学法学部 教授
	音田 昌子	ジャーナリスト
	堀 正二	大阪府立成人病センター 総長

## 1 総合評価

公立大学法人大阪市立大学は、平成18年4月の独立行政法人化以降、第一期中期目標に基づき、計画的な業務運営を進めてきた。

大学運営については、教育・研究・地域貢献・産学連携・国際戦略を主導して組織的に取組を推進するための各推進本部を設置し、担当理事の下、教員が大学運営に関与する仕組みを構築するとともに、業務運営については法人運営本部のもと、法人化のメリットを生かしながら、効率的、円滑な運営に努めてきた。

他方で、設置者である大阪市の市政改革基本方針に掲げる「経常経費2割削減」の目標に基づき、平成22年度まで、運営費交付金についても削減がなされた結果、業務実績報告においても、大学の様々な事業や施策に少なからず影響を及ぼしてきていることが認められる。大阪市立大学としても、受託研究・共同研究の促進や、文部科学省の競争的外部資金の獲得、創立130周年を記念して「はばたけ夢基金」を設置するなどの自助努力に努めている。これに加えて、事業や施策の優先順位を明確にしていくことが求められる。

業務実績評価は、法人化に伴い実施しなければならない法定業務であり、評価業務の趣旨、目的は、評価を通じて、目標・計画の進捗状況を確認するとともに課題を認識し、大学の活性化につなげていくことにある。

こうした意味から、膨大な目標・計画の項目の一つ一つの進捗も重要であるが、同時に限られた物的・人的資源の中で、大学が何を目指し、いかなる特色のある大学に発展していくのかというミッションを明確にして、社会に訴えていくことも重要である。そうした点で言えば、第二期中期計画の策定に際し、今後重点的に取り組む事項と、その達成を通じて到達する将来像について『第二期中期計画に示す「新・市立大学」』としてとりまとめたことは、委員会として高く評価したい。

大学が掲げる目標を効果的に達成するには、何よりも、理事長兼学長のリーダーシップが生きる仕組みと、大学の目指す方向に沿った、教職員の理解と課題への積極的な取組が必要であることは言うまでもない。大阪市立大学では、各推進本部を始め、横断的に対処するための委員会組織を整備している。意思決定の機動力を一層高めるとともに、権限と責任を明確にし、理事長兼学長のリーダーシップのもとで、組織としてのガバナンス機能を十分に発揮しながら、法人・大学の運営に努められることを希望する。

中期目標期間（平成18～23年度）の個々の業務実績については次章に掲げるとおりであるが、第一期中期目標の業務実績の状況は、すべての項目において、評価Ⅳ（中期計画を上回って実施した）、ないしは評価Ⅲ（中期計画を十分に実施した）であり、全体として中期目標の達成状況は良好であると認める。

なお委員会は、法人が平成20年度に、学校教育法第109条に規定する認証評価機関である、独立行政法人大学評価・学位授与機構の大学機関別認証評価を受け、「大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」と評価されたことを確認した。

## 2 項目別評価

### I 教育研究等の質の向上を達成するための措置

#### 1 教育に関する措置

##### (1) 教育の基本方針

[評価結果] 「中期目標の達成状況が良好である」

[判断理由] 教育に関する措置に係る中期目標69項目のうち、2項目が評価Ⅳ、67項目が評価Ⅲであり、これらの結果を総合的に判断した。

##### (2) 教育の内容

[評価結果] 「中期目標の達成状況が良好である」

[判断理由] 中期目標40項目のうち、1項目が評価Ⅳ、39項目が評価Ⅲであり、これらの結果を総合的に判断した。

##### (3) 教育の実施体制及び学生への支援

[評価結果] 「中期目標の達成状況が良好である」

[判断理由] 中期目標29項目のうち、1項目が評価Ⅳ、28項目が評価Ⅲであり、これらの結果を総合的に判断した。

[特筆すべき点・改善を要する点]

凡例：○ … 平成18～23年度における特筆すべき取組を記載する。

● … 改善を要する点を記載する。

【20】 … 取組等の実施年度。例であれば、平成20年度の取組項目をあらわす。

【特筆すべき点】

○ 文部科学省が助成する各種教育支援プログラム<sup>1</sup>拠点への採択

国プログラム名称	取組名称	学部・研究科	年度	交付金額
現代的教育ニーズ取組支援プログラム	QOLプロモーター育成による地域活性化	生活科学部	17～19	32,531千円
〃	インタラクティブ型キャリア教育方法の確立－BRTを通じた経営学系（商学部）の専門教育とキャリア教育との融合－	商学部	19～21	50,598千円
大学院教育改革支援プログラム	国際発信力育成インターナショナルスクール	文学研究科	19～21	20,040千円
〃	地域ケアを担うPh. D. 臨床栄養士の養成－病院と地域をつなぐ管理栄養士のエキスパート教育プログラム－	生活科学研究科	19～21	33,585千円
地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム	全人的医療を実現できる医師・歯科医師の養成	医学部、医学研究科	17～19	79,023千円
(19年度) 同上	女性医師・看護師の臨床現場定着及び復帰支援	医学部、医学研究科	19～21	63,000千円
(20年度以降) 社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成プログラム				
がんプロフェSSIONAL養成プラン	6大学連携オンコロジーチーム養成プラン（6大学共同申請）	医学部、医学研究科	19～23	513,182千円
大学教育推進プログラム	4年一貫の演習と論文指導が育む学士力	経済学部	21～23	48,560千円
大学病院連携型高度医療人養成推進事業	近畿圏循環型医療人キャリア形成プログラム（7大学共同申請）	医学部、医学研究科	20～24	333,395千円
法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム	中小企業法臨床教育システム	法学研究科	16～18	87,692千円
教育研究高度化のための支援体制整備事業	大阪市立大学戦略的教育研究4領域の基盤強化支援プロジェクト	タスクフォース2009	21	635,025千円

組織的な若手研究者等海外派遣プログラム	国際発信力育成インターナショナルスクール若手研究者等海外派遣プログラム	文学研究科	21～24	43,000千円
〃	数学研究所がリードする数学・数理科学の国際的若手研究者の育成	理学研究科	21～24	31,600千円
大学病院業務改善事業	大阪市立大学病院業務改善推進事業	医学部 医学研究科	21～23	123,911千円

(注) 交付金額には、一部申請予定額を含む。

- 教育課程のあり方について、組織的、戦略的に検討し、学部・研究科の設置等を行った。
  - ・ 大学院看護学研究科修士課程【20】及び博士課程【22】を設置した。
  - ・ 理学部・工学部の学科を再編した。【21】
  - ・ 全国的な医師確保や地域医療の安定充実の観点から、医学部医学科の80名から92名に定員増を図った。【21】
  - ・ 入学者追跡調査を全学的に実施し、結果の検証【20】から各学部の学科体制や入試制度に反映させた。【21】（経済学部<sup>2</sup>の社会人特別選抜の実施、生活科学部推薦入試定員増など入試制度変更の改善、理学部の学科再編など）
- 大学教育研究センター<sup>2</sup>における大学教育の諸課題に対する取組み
  - ・ 「本学の教育に関する調査（教育カリキュラム評価に関する予備調査）」【21】 「初年次教育・学士課程教育の検討について」【19】 「授業アンケート調査に関する報告書」【18】など、大学教育の諸課題に対する調査、研究を実施した。
  - ・ F D<sup>3</sup>に関する諸活動の充実を図り、F Dについての基本的姿勢を表明する「大阪市立大学教育改善・F D宣言」を採択した。【22】
  - ・ 総合大学としての特徴を活かした初年次セミナー<sup>4</sup>を実施し、初年次教育と専門教育の有機的連携を進めた。【21】
- 英語教育開発センターを設置し【19】、少人数教育による実践的英語教育カリキュラム（C E・A C E<sup>5</sup>）を実施した。
- 法科大学院修了者の新司法試験合格率（全国）の実績  
【18年度：6位、19年度：16位、20年度：12位、21年度：21位、22年度：18位、23年度：17位】
- 新たな社会人教育の展開
  - ・ 平成22年度より第2部募集停止の対応として、第1部入学定員の増員に加え、第1部に6・7時限目を設け、夜間等のみで卒業できる特別履修措置を設けた。社会人が学びやすい環境整備として、長期履修学生制度<sup>6</sup>を導入すると共に、履修証明制度<sup>7</sup>の制度設計を行った。
  - ・ 専門職大学院<sup>8</sup>設置については、他大学における状況や、教員体制をはじめ種々の課題から、中期計画を変更のうえ、経営学研究科において、医療、社会福祉分野における高度職業人育成のための、新たな社会人プロジェクトを実施した。【21】
- 特色ある教育体制にかかる事業に対して、予算配分を行い【21】、平成23年度には

大学の基盤的な戦略経費である「戦略的教育経費」として予算配分を行った。

- キャリア形成支援のため、企業データベース、学生データベースを活用した就職情報を可視化できる「OCUキャリアデザイン<sup>9</sup>システム」により、インターンシップ<sup>10</sup>情報を含めた、就職関連情報の情報発信体制を整えた。【23】
- 優秀な学生を確保するために、進学ガイダンス、オープンキャンパス、大学見学等の充実を図った。

#### 【改善を要する点】

- 高大連携について、「高校化学グランドコンテスト」や出張講義等、非常に力を入れて取り組んでいる点は高く評価するが、今後は、入試戦略のみならず、高校教育と大学教育とのスムーズな接続、キャリア支援という観点からの検討を実施されたい。
- 社会人が学びやすい環境整備として、特別履修措置や、長期履修学生制度<sup>11</sup>を導入しているが、履修証明制度<sup>12</sup>の活用を含め、ニーズの把握に努めつつ、社会人教育の充実を図られたい。
- 学際化の進展を踏まえ、分野横断型履修、副専攻など、総合大学の強みを活かした、カリキュラム、履修の促進、活性化を検討されたい。
- GPA制度<sup>13</sup>については、学内における成績評価だけでなく、海外留学時にGPA制度による成績を求められるなど、グローバル人材育成の上でも重要な要素であるため、引き続き導入について検討されたい。
- オープンキャンパス、大学見学、進学ガイダンス、入試説明会など、国内における学生確保の取組とともに、海外からの留学生の確保についても取組を強化されたい。

## 2 研究に関する措置

### (1) 研究の基本方針

[評価結果] 「中期目標の達成状況が良好である」

[判断理由] 研究に関する措置に係る中期目標31項目のうち、1項目が評価Ⅳ、30項目が評価Ⅲであり、これらの結果を総合的に判断した。

### (2) 研究の実施体制

[評価結果] 「中期目標の達成状況が良好である」

[判断理由] 中期目標31項目のうち、1項目が評価Ⅳ、30項目が評価Ⅲであり、これらの結果を総合的に判断した。

#### 【特筆すべき点】

- 戦略的研究経費の充実
  - ・ 研究費のうち一定割合を戦略的研究経費として運用する等研究に対する取組を戦略的に進めるとともに、平成20年度より、特別研究経費の区分に科学研究費補

助金採択の支援を目的とした特定研究奨励費を新設し、配分した。

- 21世紀COEプログラム<sup>14</sup>に採択された「都市文化創造のための人文科学的研究」【14～18】「結び目を焦点とする広角度の数学拠点の形成」【15～19】「疲労克服研究教育拠点の形成」【16～20】の各プログラムを着実に進めた。
- 都市に関する問題について、学際的・多角的・国際的な規模で取り組む、都市研究プラザ<sup>15</sup>を開設し、国際シンポジウムの開催、現場プラザ設置等の活動を行った。「文化創造と社会的包摂に向けた都市の再構築」がグローバルCOEプログラム<sup>16</sup>に採択された。【19～23】  
エルゼビア社<sup>17</sup>と提携し、国際ジャーナル「City, Culture and Society」を発行した。【22～】
- 理系研究科横断型の複合先端研究機構<sup>18</sup>を設置し【19】、大学院指導の相互受入れや研究会、シンポジウムの開催、外部研究資金の獲得などの活動を進めた。複合先端研究機構において、光合成反応の中核となるたんぱく質複合体の構造を解明した研究の成果が、国際学術誌「Nature」に掲載されたほか、平成23年における10のブレークスルー「Breakthrough of the Year」の1つとして、科学雑誌サイエンス誌により選出されるなど、国際的に高く評価され、研究拠点となる人工光合成研究センター設置に着手した。【23】
- 女性研究者支援のため、杉本キャンパス学内保育所を開設した。【21】また阿倍野キャンパスの院内保育所を医学部学舎に移転し、定員増を実施し、新たに病児保育を開始した。【20】

#### 【改善を要する点】

- 特別研究経費の財源について、外部資金確保が困難な基礎研究分野や学際的分野などへの対応、また寄附金との連携を求めることなど、内部資金のあり方を検討するとともに、研究成果が大阪市や地域社会へいかに還元されているかを明確にし、検証する仕組みについても検討されたい。
- 都市研究プラザの今後の対応、若手研究者の支援
  - ・ 平成23年度でグローバルCOE事業が終了したこともあり、都市問題研究も含め、研究者に対する支援、とりわけ若手研究者への支援について検討されたい。
- 女性研究者支援
  - ・ 引き続き積極的な女性教員の採用を行うなど男女差のない人事を推進するとともに、女性研究者を支援するための環境整備等についても、利用者のニーズを把握し、さらなる改善に努められたい。

### 3 社会貢献に関する措置

#### (1) 地域貢献の推進体制

【評価結果】 「中期目標の達成状況が良好である」

【判断理由】 中期目標3項目のうち、1項目が評価Ⅳ、2項目が評価Ⅲであり、これらの結果を総合的に判断した。



(2) 地域貢献の活性化

[評価結果] 「中期目標の達成状況が良好である」

[判断理由] 中期目標33項目のうち、2項目が評価Ⅳ、31項目が評価Ⅲであり、これらの結果を総合的に判断した。

(3) 国際貢献の基本方針

[評価結果] 「中期目標の達成状況が良好である」

[判断理由] 中期目標12項目のうち、1項目が評価Ⅳ、11項目が評価Ⅲであり、これらの結果を総合的に判断した。

(4) 国際貢献の実施体制

[評価結果] 「中期目標の達成状況が良好である」

[判断理由] 中期目標1項目のうち全項目が評価Ⅲであり、これらの結果を総合的に判断した。

【特筆すべき点】

- 「医薬品・食品効能評価センター」では大学のセンターとして全国で初めて食品の効能試験を実施し、また治験<sup>19</sup>拠点病院としてアクションプランを策定した。治験、食品効能試験とも受託件数、契約金は年々増加している。

治験・食品試験における入金件数と入金額

【18年度：66件・159,133千円、19年度：74件・415,573千円、

20年度：89件・464,977千円、21年度：88件・409,919千円

22年度：108件・345,775千円、23年度：135件・528,751千円】

- 産学官連携事業の推進

- ・ 文部科学省「産学官連携戦略展開事業」に採択され【20】「市大・府大産学官連携共同オフィス」を設置し、新産業創生研究センターと連携しながら、事業展開を図った。
- ・ 平成18年度より、ニューテックガイド、オープンラボの定期開催、提携金融機関等による産学連携セミナー、TOYROビジネスマッチングフェアなど各種セミナーへの参加、平成21年度には、大阪府立大学と共同で東京でのJST<sup>20</sup>主催「新技術説明会」への出展など産業界等のニーズに関する情報収集に取り組んだ。
- ・ 大阪府立大学と池田銀行とともに、大学発ベンチャー育成の投融資ファンド（総額1億円）を創設し、投資先2件を決定した。【21】
- ・ 大阪府立大学、大阪中小企業家同友会と「産学地域連携基本協定」を締結し、「中小企業技術相談（ホームドクター制度）」を創設した【21】。また和歌山県中小企業家同友会【22】と、奈良県中小企業家同友会とも「産学地域連携基本協定」を締結した【23】。
- ・ 新産業創生研究センターの機能拡充のため、産学連携コーディネーターを採用するとともに、「知的財産連続講座」を開催し、学内に「産学官連携ワーキンググループ」を発足させた。【21】

- ・ 産学連携担当理事を設置し、産学連携推進体制の強化を図った。【22】
- 地域貢献推進のための体制整備
  - ・ 各学部・研究科において、地域貢献推進のための体制を整備し、各種取組を実施した。
  - ＜主な事業＞
  - 商学部：大阪ビジネスフロンティア高等学校との連携
  - 生活科学部：市民対象の相談事業、QOLプロモーター<sup>21</sup>育成プログラムによる地域リーダー育成事業
  - 法学部：学部生主体による一般市民を対象とした無料法律相談
  - 文学部：教員免許状更新講習
  - 理学部：高校化学グランドコンテスト
  - 医学部：市民医学講座の実施
- 国際交流の実施体制
  - ・ 国際化戦略本部および国際センターを設置し、留学生関係業務も含め国際交流事務体制の一元化を図った。また国際化アクションプランを策定し、その実現に取り組んだ。【23】

#### 【改善を要する点】

- 公立大学の重要な役割である地域貢献について、各学部、研究科での取組とともに、地域貢献推進本部を中心とした全学的な取組についても、さらに強化されたい。
- 産学官連携については、研究シーズの情報集約化、コーディネーター機能の質的・量的強化、意識改革など学内体制の強化を進め、受託研究、共同研究の増をめざされたい。

## 4 附属病院に関する措置

### (1) 附属病院の基本方針

[評価結果] 「中期目標の達成状況が良好である」

[判断理由] 附属病院に関する措置に係る中期目標14項目のうち、1項目が評価Ⅳ、13項目が評価Ⅲであり、これらの結果を総合的に判断した。

### (2) 附属病院の運営体制

[評価結果] 「中期目標の達成状況が良好である」

[判断理由] 中期目標14項目のうち、1項目が評価Ⅳ、13項目が評価Ⅲであり、これらの結果を総合的に判断した。

#### 【特筆すべき点】

- 病院長を専任化し【18】、法人の理事とした。また、看護部長を副院長に加えたことにより、病院運営体制の強化を図った。
- 電子カルテを主体とした病院情報システムを稼働し、患者サービス・医療の質・医

療安全の向上に努めた。【19】

- 救急病棟及び救急処置室の救急専用 I C U<sup>22</sup>の設置等の改修を行い、平成21年度より救急医療体制の充実を図るとともに、平成22年4月、「救命救急センター」<sup>23</sup>の認可を取得した。
- 「肝疾患診療連携拠点病院<sup>24</sup>」の認定【20】、地域がん診療連携拠点病院、認知症疾患医療センターにそれぞれ指定を受けるとともに【21】、府下5大学病院と連携し肝疾患治療の充実を図った。【21】地域における基幹病院として、先進医療の充実を図った。
- 文部科学省「周産期医療環境整備事業」の選定を受け、NICU<sup>25</sup>を3床から6床に増床するなど周産期医療環境を拡充するとともに、医師・看護師の業務軽減のため、病棟クラーク<sup>26</sup>の配置を行い、「大学病院業務改善推進事業」として選定された。【21～23】
- MSW（医療ソーシャルワーカー）<sup>27</sup>を専任設置し、早期退院を推進し、病床稼働率の向上を推進した。【22】

#### 【改善を要する点】

- 管理会計システム<sup>28</sup>を効果的に活用して、引き続き経営改善に取り組まれない。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する措置

### (1) 教育研究体制等の改善

[評価結果] 「中期目標の達成状況が良好である」

[判断理由] 中期目標4項目の全項目が評価Ⅲであり、これらの結果を総合的に判断した。

### (2) 人事制度の改善

[評価結果] 「中期目標の達成状況が良好である」

[判断理由] 中期目標4項目の全項目が評価Ⅲであり、これらの結果を総合的に判断した。

### (3) 予算制度の改善

[評価結果] 「中期目標の達成状況が良好である」

[判断理由] 中期目標4項目の全項目が評価Ⅲであり、これらの結果を総合的に判断した。

### (4) 業務執行の改善

[評価結果] 「中期目標の達成状況が良好である」

[判断理由] 中期目標2項目の全項目が評価Ⅲであり、これらの結果を総合的に判断した。

#### 【特筆すべき点】

- 理事長のトップマネジメントの下、担当理事を配した教育・研究・地域貢献の3推進本部体制を確立し【18】、平成22年度には産学連携推進本部、平成23年度には国際化戦略本部を設置し、全学的な大学運営体制を整えた。
- 人事制度において、教員については特任教員、任期付教員制度を導入し、職員については、市派遣職員の復職に伴い、キャリアスタッフ制度の導入を図るなど、計画的な人件費の縮減に努めた。
- 広報、就職、安全衛生など専門性の高い業務をはじめ、大学運営を担う職員については公募により優秀な人材確保に取り組んだ。
- 大学の特色を明確にする研究・教育に対して「戦略的研究経費」、「戦略的教育経費」として重点的に予算配分を行い、また「学長裁量経費」や「経営推進経費」を整備した。
- 学生サービスのワンストップ化及び学生支援業務の集約化のため、学生サポートセンターを設置した。【23】
- 同窓会や保護者等、大学を支援する組織に対する体制として、「大学サポーター事務局」を設置し、効率的な情報提供や情報管理のために「大学サポーター・公開講座管理システム」を構築した。【23】

#### 【改善を要する点】

- さまざまな人事制度を導入し、人件費の縮減に効果をあげたが、一方で教員の負担が増加している。職員と教員の役割分担を明確にし、大学の活性化に資する職員の人材育成に努められたい。
- 5推進本部（教育・研究・地域貢献・産学連携・国際化戦略）による全学的な推進体制について、常に検証を行い、引き続き実質的な効果を発揮できる体制づくりに努められたい。

### Ⅲ 財務内容の改善に関する措置

#### (1) 自己収入の改善

〔評価結果〕 「中期目標の達成状況が良好である」

〔判断理由〕 中期目標4項目の全項目が評価Ⅲであり、これらの結果を総合的に判断した。

#### (2) 経費の抑制

〔評価結果〕 「中期目標の達成状況が良好である」

〔判断理由〕 中期目標4項目の全項目が評価Ⅲであり、これらの結果を総合的に判断した。

#### (3) 資産の活用

〔評価結果〕 「中期目標の達成状況が良好である」

[判断理由] 中期目標 2 項目の全項目が評価Ⅲであり、これらの結果を総合的に判断した。

**【特筆すべき点】**

- 運営費交付金が削減されるなか、科学研究費補助金をはじめ競争的資金の確保、はばたけ夢基金の創設【21】による寄付金など外部資金の獲得に積極的に取り組んだ。  
【18年度：2,755百万円、19年度：3,379百万円、20年度：3,093百万円、21年度：3,730百万円、22年度：3,343百万円、23年度：3,933百万円】
- 法人会計への移行による複数年契約の導入、契約の集約化などにより、経費の削減に取り組んだ。
- 知的財産にかかる各種マネジメントポリシー等を整備するとともに、新産業創生センター内に知的財産部門を設置するなど、知的財産権の積極的な取得に向けた体制整備に取り組んだ。

**【改善を要する点】**

- 経営努力により生み出した剰余金の積立金をはじめ、各種資金について大学として管理及び活用方針を明確にし、計画的な執行に努められたい。
- 国や民間企業との共同研究や受託研究、科学研究費補助金等の外部資金獲得とともに、「はばたけ夢基金」の寄付金活動についても、さらに努められたい。

#### IV 自己点検・評価及び当該情報の公開等に関する事項

##### (1) 評価制度の確立

[評価結果] 「中期目標の達成状況が良好である」

[判断理由] 中期目標 7 項目の全項目が評価Ⅲであり、これらの結果を総合的に判断した。

##### (2) 改善の実施

[評価結果] 「中期目標の達成状況が良好である」

[判断理由] 中期目標 3 項目の全項目が評価Ⅲであり、これらの結果を総合的に判断した。

**【特筆すべき点】**

- 副学長をトップとする全学評価委員会及び各学部・研究科に評価委員会を設置し評価に関する体制を整備した。【18】
- 「大阪市立大学における評価の考え方」を策定し、各学部・研究科の活動の点検評価を実施し中期計画の具体的推進に取り組んだ。【19】
- 独立行政法人大学評価・学位授与機構の大学機関別認証評価において、大学評価・学位授与機構が定める基準を満たしているとの評価を受けた。【20】認証評価に

において改善を要する点とされた一部の研究科における入学定員超過率、入学定員充足率についても改善を図った。【22】 【23】

- 平成 20 年度業務実績評価の指摘を受け、平成 21 年度以降、年度計画及び中期計画に関する進捗状況調査を実施するなど評価結果を P D C A サイクルとして活用した。【21】

#### 【改善を要する点】

- 「充実」「検討」を目標とするのではなく、可能な限り数値指標の設定、もしくは定量化に努め、その「成果：Outcomes」を目標とする内容を検討されたい。また数値指標については、市大の強みをアピールするためにも、他大学とも比較検証できるような設定に努められたい。
- 教員の人事面をマネジメントするための意思決定の仕組みについて構築し、大学の強みを活かした学長のガバナンスの発揮に努められたい。

### V その他業務運営に関する重要事項

#### (1) 人権の尊重及び法令の遵守等

[評価結果] 「中期目標の達成状況が良好である」

[判断理由] 中期目標 4 項目の全項目が評価Ⅲであり、これらの結果を総合的に判断した。

#### (2) 情報公開等の推進

[評価結果] 「中期目標の達成状況が良好である」

[判断理由] 中期目標 5 項目の全項目が評価Ⅲであり、これらの結果を総合的に判断した。

#### (3) 施設及び設備の管理、整備及び活用

[評価結果] 「中期目標の達成状況が良好である」

[判断理由] 中期目標 5 項目の全項目が評価Ⅲであり、これらの結果を総合的に判断した。

#### (4) 安全の確保等

[評価結果] 「中期目標の達成状況が良好である」

[判断理由] 中期目標 5 項目のうち、1 項目が評価Ⅳ、4 項目が評価Ⅲであり、これらの結果を総合的に判断した。

#### 【特筆すべき点】

- 内部監査室を設置し、業務監査等大学運営経費に関する監査を実施するとともに、大阪市立大学倫理綱領など、教育研究に関するコンプライアンスに係る規程を策定した。【19】

- 理系学舎の整備計画の策定及び大阪市の予算化が図られたことに伴い、整備工事に着手し、また、各施設の耐震補強計画をまとめた。
- J R 杉本町駅東口の新設に伴い、学内への安全なアクセスルートを確保するため新たに南部ストリート<sup>29</sup>の整備に着手した。【23】
- 大学ホームページのリニューアルや大学広報室の設置など、広報体制の強化に向けて取り組んだ。【20】
- 自衛消防組織を編成し、平成 23 年度は教職員、学生に、市民も含めた防火・防災訓練を実施した。
- 化学物質の適正管理のため、化学物質管理システムを導入し、化学物質管理規定・要綱を制定し、教育訓練を実施した。【22】

**【改善を要する点】**

- 大学経営、法人運営を戦略的に計画・実施するため、その基礎となる学内の各種情報を一元的に収集・蓄積し、かつ、学内で共有できる体制整備に取り組まれない。
- 広報活動については、教職員一人ひとりの広報マインドの涵養を図るとともに、ホームページの充実、メディアを戦略的に活用した情報発信に取り組み、大学の活動を広くアピールされたい。

## むすび

公立大学法人大阪市立大学は、平成18年度の法人化から平成23年度までの6年間で、法人としての黎明期でもある、第一期中期目標期間を終えました。

第一期中期目標期間は、理事長兼学長をトップとした法人運営本部と、5つの推進本部による全学的な運営体制を構築し、教員と職員が、共に大学事業、法人運営に関わる仕組みを整備されました。

法人化後5年間にわたって、設立団体である大阪市の市政改革により、運営費交付金が削減され続けた中で、外部資金の獲得をはじめ自主財源の多様化に積極的に取り組まれたこと、また附属病院の黒字基調化に尽力されるなど、財務面でも安定的な法人運営に努められています。

これからは、理事長兼学長のリーダーシップをさらに発揮され、「都市型総合大学」としての特徴を活かした教育研究活動や、公立大学の使命である、市民や企業などを対象とした様々な分野での地域貢献活動にも引き続き取り組んでいただきたいと思います。

現在、設立団体である大阪市と大阪府の間で、大阪における新たな公立大学のあり方が議論されています。国立大学も文部科学省により大学改革が進められるなど、大学改革がより一層求められている中で、大阪市立大学が教育研究の質をさらに向上させる観点から当初の目標や計画を適切に変更していくことも大切です。

平成24年度から第二期中期目標、中期計画による取組が始まりました。第二期中期目標期間は、第一期中期目標期間で築いた基礎を発展させていく時期と言えます。中期計画を策定するに際して掲げられた、①都市大阪のシンクタンク、「都市科学」分野の教育・研究・社会貢献、②専門性の高い社会人の育成、③国際力の強化、の重点3戦略を核としながら、これからの新しい大阪市立大学像を常に追求し、着実に実行していくことを、評価委員会として期待します。



## 《 用 語 解 説 》

- <sup>1</sup> **文部科学省が助成する各種教育支援プログラム**：学士力の確保や教育力の向上といった、高等教育の質保証の強化に資する取組を支援することを目的として設けられた文部科学省による事業。
- <sup>2</sup> **大学教育研究センター**：大学及び大学院における教育に関する研究及び調査を行うとともに、大阪市立大学における大学教育の改善を支援することを目的として平成15年に設置された大阪市立大学の教育研究組織。
- <sup>3</sup> **FD**：ファカルティ・ディベロップメント（Faculty Development）の略。教員の能力や資質の開発。
- <sup>4</sup> **初年次セミナー**：異なる学部にも所属する学生同士が学びあうことで、学生の興味関心の幅を広げ、総合大学での学びへの導入を図ることを目的とした1回生向けセミナー。
- <sup>5</sup> **CE・ACE**：CEはCollege English、ACEはAdvanced College Englishの略。ACEは、CEより高度な英語力を身につけるための科目。
- <sup>6</sup> **長期履修学生制度**：学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出た場合に、その計画的な履修を認めることができる制度。
- <sup>7</sup> **履修証明制度**：大学が、学生を対象とする学位プログラムの他に、社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学習プログラム（履修証明プログラム）を開設し、その修了者に対して、学校教育法に基づく「履修証明書」を交付できる制度。
- <sup>8</sup> **専門職大学院**：学校教育法第99条第2項に掲げる、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする大学院。
- <sup>9</sup> **キャリアデザイン**：長期的視点で自らの職業生活について考え、将来像を主体的に描くこと。
- <sup>10</sup> **インターンシップ制度**：学生が在学中に、企業等において自らの専攻やキャリアに関連した就業体験を行う制度。
- <sup>11</sup> **長期履修学生制度**：学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出た場合に、その計画的な履修を認めることができる制度。
- <sup>12</sup> **履修証明制度**：大学が、学生を対象とする学位プログラムの他に、社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学習プログラム（履修証明プログラム）を開設し、その修了者に対して、学校教育法に基づく「履修証明書」を交付できる制度。
- <sup>13</sup> **GPA制度**：Grade Point Averageの略。学生の評価方法として、授業科目ごとの成績評価を5段階（A、B、C、D、E）で評価し、それぞれに対して4、3、2、1、0のグレードポイントを付与し、この単位当たり平均を出して、その一定水準を卒業等の要件とする制度。
- <sup>14</sup> **21世紀COEプログラム**：COEはCenter of Excellenceの略。平成13年6月に示された「大学の構造改革の方針」に基づき、平成14年度から新たに開始された文部科学省の研究拠点形成等補助金事業。後述するグローバルCOEプログラムは、21世紀COEプログラムを基本的に継承している。
- <sup>15</sup> **都市研究プラザ**：都市研究の「広場」として学内外の都市研究のネットワークの核となるとともに、地域社会に溶けこんだ活動を通じて都市に関する学術的及び政策的研究を推進し、学術的及び政策的提言を行うことにより、都市問題の解決及び都市の発展に寄与することを目的として、平成18年4月に開設された大阪市立大学の研究組織。平成19年度にはグローバルCOEプログラムの拠点に採択された（プログラム名「文化創造と社会的包摂に向けた都市の再構築」）。
- <sup>16</sup> **グローバルCOEプログラム**：日本の大学院の教育研究機能を一層充実・強化し、世界最高水準の研究基盤の下で世界をリードする創造的な人材育成を図るため、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援し、国際競争力のある大学づくりを推進することを目的とする文部科学省による事業。
- <sup>17</sup> **エルゼビア社**：1880年創設の学術出版社（本社：アムステルダム）。世界中のネットワークを通じた学術出版事業を行っている。
- <sup>18</sup> **複合先端研究機構**：社会や地域が必要とする複合的および先端的な研究課題に対して、研究科横断形の研究プロジェクトを設定して取り組むことにより、学術の発展に資するとともに人材の育成を行い、得られた成果を社会や地域へ効果的に還元することを目的として、平成19年4月に開

---

設された、大阪市立大学の研究組織。

- <sup>19</sup> **治験**：新しい薬について、厚生労働省から承認を受けるために行う臨床試験。
- <sup>20</sup> **JST**：独立行政法人科学技術振興機構の略。科学技術基本計画の中核的实施機関として、我が国のイノベーションの創出の源泉となる「知の創造」から「研究成果の社会・国民への還元」までを、総合的に推進している。
- <sup>21</sup> **QOLプロモーター**：QOLはQuality of life の略。生活の質。全体的視点を持ち、各生活要素を統合・再構成する能力を有する専門職。
- <sup>22</sup> **救急専用ICU**：急病や外傷など救急医療で搬送された危篤状態の患者を収容する専用の集中治療室（Intensive Care Unit）として、救命救急センターに設けるもの。
- <sup>23</sup> **救命救急センター**：急性心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷など複数の診療科領域にわたる重篤な患者に対し高度な医療技術を提供することができる医療機関で、都道府県が指定する。
- <sup>24</sup> **肝疾患診療連携拠点病院**：厚生労働省の「都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン」に基づき各都道府県が選定。大阪府下では、大阪医科大、大阪大、関西医科大、大阪市大、近畿大の5病院が指定されている。肝疾患に関して一般的な相談や地域の専門医療機関の案内等を行なっている。
- <sup>25</sup> **NICU**：新生児特定集中治療室（Neonatal Intensive Care Unit）の略。
- <sup>26</sup> **病棟クレーク**：入院病棟で、主に入退院患者の諸手続、カルテ管理や伝票処理のほか、医師や看護師が診療業務に専念できるよう事務的な業務を担う職員。
- <sup>27</sup> **MSW（医療ソーシャルワーカー）**：Medical Social Worker の略。病院や保健所など主に医療施設で働くソーシャルワーカー。社会福祉の視点で、患者や家族の方々の相談に応じることにより、経済的・心理的・社会的な悩み等の問題解決への支援を行う職員。
- <sup>28</sup> **管理会計システム**：一般的な財務会計処理のほか、医事会計・医薬品関係の物流・人事給与・電子カルテなど、総合的な病院マネジメント支援を行うための機能を果たす連携システム。
- <sup>29</sup> **南部ストリート**：平成20年にノーベル物理学賞を受賞した特別荣誉教授の南部陽一郎氏の功績を称え、JR杉本町東口からの学内へのアクセスルートを南部ストリートとして命名した。

■中期目標期間に係る業務実績における中項目別評価集計表

	項目数	法人自己評価				評価委員会			
		IV	III	II	I	IV	III	II	I
(I 教育研究等の質の向上を達成するための措置)									
(1 教育に関する措置)									
① 教育の基本方針	0								
② 教育の内容	40	1	39	0	0	1	39	0	0
③ 教育の実施体制及び学生への支援	29	1	28	0	0	1	28	0	0
(2 研究に関する措置)									
④ 研究の基本方針	0								
⑤ 研究の実施体制	31	1	30	0	0	1	30	0	0
(3 社会貢献に関する措置)									
⑥ 地域貢献の推進体制	3	1	2	0	0	1	2	0	0
⑦ 地域貢献の活性化	33	2	31	0	0	2	31	0	0
⑧ 国際貢献の基本方針	12	1	11	0	0	1	11	0	0
⑨ 国際貢献の実施体制	1	0	1	0	0	0	1	0	0
(4 附属病院に関する措置)									
⑩ 附属病院の基本方針	0								
⑪ 附属病院の運営体制	14	1	13	0	0	1	13	0	0
(II 業務運営の改善及び効率化に関する措置)									
⑫ 教育研究体制等の改善	4	0	4	0	0	0	4	0	0
⑬ 人事制度の改善	4	0	4	0	0	0	4	0	0
⑭ 予算制度の改善	4	0	4	0	0	0	4	0	0
⑮ 業務執行の改善	2	0	2	0	0	0	2	0	0
(III 財務内容の改善に関する措置)									
⑯ 自己収入の改善	4	0	4	0	0	0	4	0	0
⑰ 経費の抑制	4	0	4	0	0	0	4	0	0
⑱ 資産の活用	2	0	2	0	0	0	2	0	0
(IV 自己点検・評価及び当該情報の公開等に関する事項)									
⑲ 評価制度の確立	7	0	7	0	0	0	7	0	0
⑳ 改善の実施	3	0	3	0	0	0	3	0	0
(V その他業務運営に関する重要事項)									
㉑ 人権の尊重及び法令の遵守等	4	0	4	0	0	0	4	0	0
㉒ 情報公開等の推進	5	0	5	0	0	0	5	0	0
㉓ 施設及び設備の管理、整備及び活用	5	0	5	0	0	0	5	0	0
㉔ 安全の確保等	5	1	4	0	0	1	4	0	0
	216	9	207	0	0	9	207	0	0